# 十四、株式会社天神に対する件

昭和四十四年（排）第六十二号

排除命令

東京都江東区亀戸二丁目十七番

株式会社　天神

右代表者　代表取締役　長張柳市

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社天神は、「柏店開店記念」として、昭和四十四年九月二十日から同年十月十二日までを期間とする懸賞による景品類の提供の企画に基づく景品類の提供を実施してはならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反する行為を行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の懸賞による景品類の提供の企画が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するため、当該企画に基づく景品類の提供を実施しない旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

五、同社は、前項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社天神は、肩書地に本店を、また、東京都および千葉県に七支店を置き、主として家具、寝具および家庭用電気器具の小売業を含む事業者である。

同社は、一般消費者を対象に、「柏店開店記念」として、昭和四十四年九月二十日から同年十月十二日までを期間とし、購買者に対し抽せん券を与えるとともに、同社本店および各支店の勘定場などにクイズを記載した応募用紙を置くことにより、来店者のうち主として購買者に対し当該応募用紙を配布し、同用紙を同社柏店に送らせ、クイズの正解者に抽せん券を与え、抽せんにより、特賞コロナマークⅡ（七十万円相当）三台、一等婚礼五点セット（二十万円相当）六組、二等洋服タンス（四万円相当）三十本、三等ベビータンス（二万五千円相当）九十本、四等三面鏡（七千円相当）百五十本を提供することを企画し、この企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、二十円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、四百円である。よつて、前記景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社天神の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関

する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十四年十月二十二日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子